

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月25日

島根県知事 殿



提出者

住 所 松江市平成町182-15
氏 名 山陰クボタ水道用材(株)
代表取締役社長 杉谷雅祥
電話番号 0852-24-2418

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	山陰クボタ水道用材株式会社
事業場の所在地	島根県(松江市除く)建設工事現場
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業
②事業の規模	826,565万円
③従業員数	246名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・土木工事、管工事、建築工事等に伴う産業廃棄物 →(処理工程は別表2のとおり)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表1－1、別表1－2のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	排 出 量	別表2のとおり	
	(これまでに実施した取組) ・ 余剰となった端材等はできるだけ有効利用する。 ・ 水道管は定尺長のものを有効に利用できる管割計画を立てる。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別表2のとおり	
	排 出 量	別表2のとおり	
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記内容を実施予定		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 分別が必要なものは確実に分別、保管を実施している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記内容を実施予定

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	（これまでに実施した取組） ・実施例なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・実施例なし		
	【目標】		
②計画	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※種類・数量については別表2参照		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		

② 計画	【目標】※種類・数量については別表2参照		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	— t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。		
※事務処理欄			

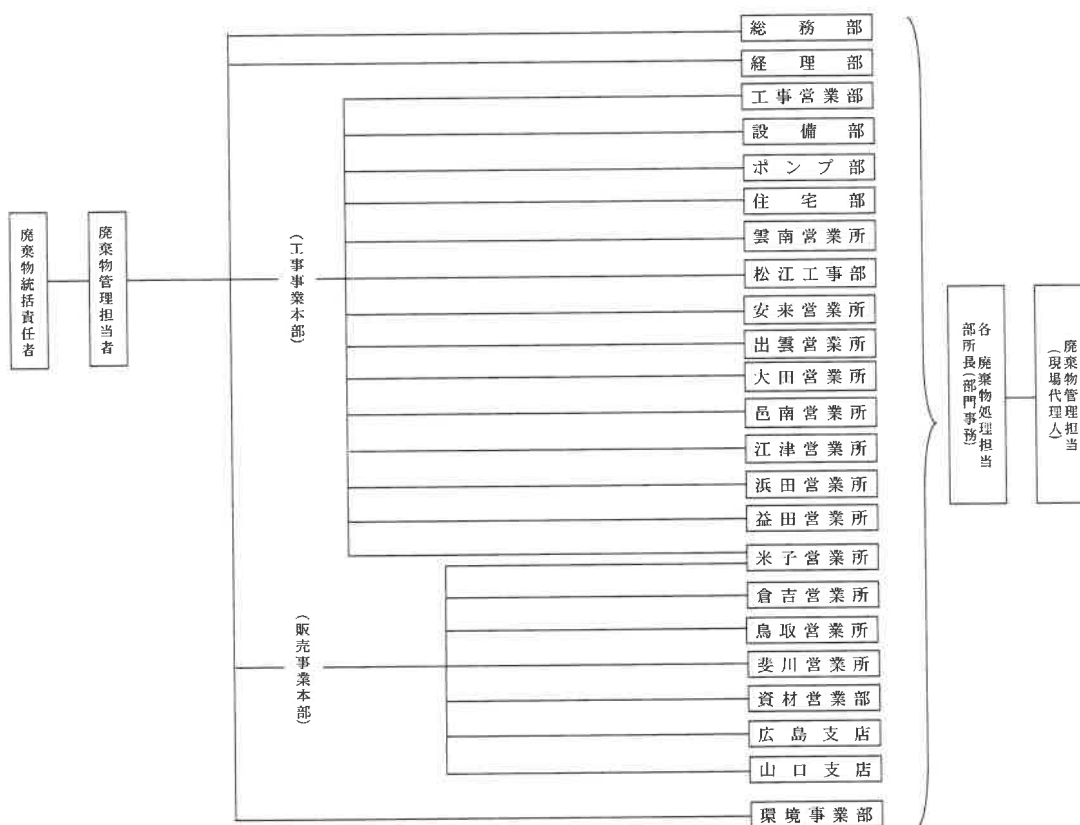
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別表1-1 管理体制表(廃棄物処理に関する管理組織等)

廃棄物統括責任者		所属：本社 役職・氏名：総務部長 山本 浩介
廃棄物管理担当		組織名：総務部 組織人数：5人
役 割	廃棄物統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理計画の策定・改廃の承認 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定・承認
	廃棄物管理担当者 (総務部)	○廃棄物処理に関する検討 ○廃棄物処理計画に記載する内容の検討・策定を行うと共に年度毎に計画に対する実施状況の把握と処理・是正等の指導を行う。 ○年度毎の廃棄物処理計画の作成 ○各部所から報告される産業廃棄物量の集計・管理 ○関係監督官庁への各種報告業務 ○社員への教育・情報提供等を行う。
	廃棄物処理担当部門長 (部門事務)	○作業所より報告された処理業者、再生利用業者の決定 ○関係部門における廃棄物処理状況の把握と改善・指導 ○部門毎における産業廃棄物管理票の管理・保管 ○廃棄物処理計画に基づく、社員・関連協力業者に対する教育・啓発を行う。
	廃棄物処理担当 (現場代理人)	○発生元として廃棄物管理の責任を持つとともに、本処理計画及び共通仕様書に従い、工事毎の処理計画に基づく、社員・関連協力業者に対する教育、啓発を行う。 ○当該作業所における最適な業者選定を行うため、作業所近隣における処理業者、再生利用業者の調査を行う。 ○その他処理業者との委託契約締結を行う。 ○廃棄物の発生から処理時に、産業廃棄物管理票の交付・整理・集計、部門廃棄物管理担当者への提出を行う。
特別管理産業廃棄物管理責任者		三隅重昭、下橋史紀、山北圭一、岡秀好、古川亜紀、伊藤隆生、稲垣稔、原義浩

別表1-2 廃棄物管理組織表



別表2 廃棄物処理表

(全処理委託)

廃棄物の品目	令和5年度 実績値(t/年)	再生利用業者への 処理委託量	優良認定処理業者への 処理委託量	令和6年度 目標値(t/年)	処 理 方 法 (再):再生利用/(最):最終処分/(中):中間処理/●:委託処理
汚泥	16.53	0.00	0.03	15.70	天日乾燥(中)● ⇒ 埋立(最)●[管理型] ・天日乾燥後、埋立処分されている。
廃油	4.86	0.00	0.00	4.62	油水分離(中)● ・油水分離後に燃料油として再利用されている。
廃プラスチック類	15.81	0.00	1.58	15.02	破碎(中)● ⇒ 埋立(最)●[安定型] 再資源化(破碎・溶融)(中)● ・破碎・溶融処理後に再生可能なものはボイラー燃料として再利用され、その他は破碎処理後に埋め立て処分されている。
紙くず	1.38	0.00	0.00	1.31	焼却(中)● ・選別・破碎処理後に再生可能なものは製紙原料として再利用され、その他は焼却処理後に埋め立て処分されている。
木くず	29.14	29.14	3.85	27.68	チップ化(破碎)(中)● ・破碎・チップ化され、燃料及び堆肥に再利用されている。
金属くず	8.83	0.00	0.00	8.39	再資源化(選別・圧縮・切断)(中)● 埋立(最)●[安定型] ・選別・圧縮・切断処理により再資源化されているが、品質の悪いものは埋立処分されている。
ガラスくず等	0.70	0.00	0.00	0.67	破碎(中)● ・破碎処理後、埋立処分されている。
コンクリートがら	269.31	269.31	0.00	255.84	再資源化(破碎)(中)● 破碎(中)● ⇒ 埋立(最)●[安定型] ・再生可能なものは再生砕石として再利用され、品質の悪いものは埋立処分されている。
アスコンがら	274.06	274.06	0.00	260.36	
がれき類	391.05	391.05	24.43	371.50	
建設混合廃棄物	40.10	0.00	27.79	38.10	選別(中)● ⇒ 埋立(最)●[安定型] 選別・焼却(中)● 破碎(中)● 埋立(最)●[管理型]
石綿含有産業廃棄物	14.54	0.00	0.01	13.81	埋立(最)●[安定型]
廃石綿等	0.30	0.00	0.00	0.29	埋立(最)●[管理型]
合 計	1066.61	963.56	57.69	1013.28	(令和6年度計画は、令和5年度実績値の5%削減したものとする)